

指定短期入所生活介護（共生型短期入所生活介護）事業者 指定申請の手引き

1 指定要件の概要

短期入所生活介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

なお、障害福祉サービスにおける指定短期入所事業者の指定を受けた事業者（障害者支援施設の併設事業所及び空床利用型事業所において事業を行う者に限る。）が、共生型居宅サービスの特例により指定を受ける場合には、「2 共生型短期入所生活介護の基準」を確認してください。共生型居宅サービスの特例による指定を不要とする場合は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 都道府県の条例で定める者（法人）であること。

営利法人、非営利法人を問わず、法人格を有していれば要件を満たすこととなります。ただし、法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

(2) 人員基準を満たすこと。

①管理者

・事業所ごとに、常勤・専従の管理者を置かなければなりません。ただし、管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。

※「常勤」とは、当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達している者のことであり、正規職員であるか非正規職員であるかは問いません。

②医師

・週2回程度以上勤務する医師が1人以上必要です。

③生活相談員

・利用者が100人又はその端数を増すごとに常勤換算方法（従業者の勤務延時間数を常勤従事者が勤務すべき時間数で割る算出方法。小数点第2位以下切捨て）で1人以上の生活相談員が必要です。

・生活相談員のうち1人以上は常勤でなければなりません。

・生活相談員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

- ・社会福祉士
- ・介護福祉士
- ・介護支援専門員
- ・社会福祉主事
- ・精神保健福祉士

④介護職員又は看護職員（看護師、准看護師）

・利用者数が3又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1人以上の介護職員又は看護職員が必要となります。

・介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人以上は常勤でなければなりません。

※ 特別養護老人ホーム等に併設された利用定員が20人未満の事業所は、看護職員を配置しないことができます（単独型施設は、利用定員20人以上でなければならないため、看

護職員を常勤で1名以上配置することが必要になります。)

- ・上記の基準を満たしたうえで、以下のとおり勤務体制を確保すること。

【従来型事業所（多床室，従来型個室）】

- ・夜間及び深夜（昼間を除く16時間）は、介護職員又は看護職員を利用者の数が25人以下の場合は1以上、26～60人以下は2以上、61～80人以下は3以上、81～100人以下は4以上、101人以上の場合は4に利用者数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置すること。

【ユニット型事業所】

- ・ユニットリーダー研修を受講した常勤のユニットリーダーを2名以上配置すること（ただし、2ユニット以下の事業所は1名でよい。また、ユニット型特別養護老人ホーム等に併設されている場合は、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよい。）
- ・昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ・夜間及び深夜（昼間を除く16時間）は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

⑤ 栄養士

- ・1人以上必要です。

※利用定員が40人以下の事業所については、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士の兼務等により適切な栄養管理が行われる場合は、配置しないことができます。

⑥ 機能訓練指導員

- ・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う機能訓練指導員を1人以上配置しなければなりません。

- ・機能訓練指導員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・看護職員（正看護師又は准看護師）
- ・柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師
- ・はり師（一定の実務経験を有する者）※1
- ・きゅう師（一定の実務経験を有する者）※1

※1 はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。

※利用者の日常生活や行事等を通じて行う機能訓練であれば、上記資格を有しない生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありませんが、その場合であっても機能訓練指導員（有資格者）は必ず配置しなければなりません。

⑦ 調理員その他の従業者

- ・短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数を配置すること。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

① 利用定員

- ・20人以上（特別養護老人ホーム等に併設された場合を除く）
- ・制度改正により、従来型とユニット型はそれぞれ別事業所として指定されることとなったため、従来型とユニット型が混在する単独型事業所は、それぞれの利用定員が20人以上であることが必要です。（制度改正前に一部ユニット型として指定を受け、従来型とユニット型の合計利用定員が20人以上の場合を除く）

②設備基準

- ・次の施設・設備を設けること（詳細は別紙基準で確認してください）

※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も、設備基準は同じです。

【従来型（多床室、従来型個室）及びユニット型事業所共通】

- ・事務室，医務室，調理室，洗濯室（場），汚物処理室，介護材料室
- ・廊下：幅1.8m以上（中廊下は2.7m以上）
- ・常夜灯：廊下，便所その他必要な場所に設けること。
- ・傾斜路又はエレベーター：居室，機能訓練室，食堂，浴室及び静養室が2階以上の階にある場合に設けること。
- ・消防設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること（消火器，スプリンクラー等）。
- ・特別養護老人ホーム等に併設された事業所の場合，両施設・事業所の効率的運営が可能であり，かつ，利用者の処遇に問題がないときは，特別養護老人ホーム等の設備（居室を除く）を利用することができます。

【従来型事業所】

- ・居室，食堂，機能訓練室，浴室，便所，洗面設備，静養室，面談室（相談室），介護職員室，看護職員室

※ 主な施設・設備の基準

- ・居室：定員は1室4人以下とし，1人あたりの床面積は10.65㎡以上
- ・食堂及び機能訓練室：それぞれ必要な広さを有し，その合計面積が3㎡に利用者定員を乗じて得た面積以上（有効面積とし，建物の構造上撤去できない柱や備付けの収納設備等は含めない。また，事務室や相談室への出入りに機能訓練室を通行するときは，通路（幅1m）として有効面積から除外すること）

【ユニット型事業所】

- ・ユニット（居室，共同生活室，洗面設備，便所），浴室，洗濯室（場）

※ 主な施設・設備の基準

- ・居室：いずれかのユニット（利用定員10人以下）に属し，共同生活室に近接し一体的に設ける（共同生活室に隣接又は共同生活室に隣接している居室に隣接していること）こととし，定員は1室1人（夫婦部屋は2人可），1人あたりの床面積は10.65㎡以上
- ・共同生活室：ユニットごとの利用定員に2㎡を乗じて得た面積以上

③運営基準

運営基準については，「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年茨城県規則第34号）」を参照してください。

なお，ユニット型の介護報酬は，単に個室にするだけでなく，共同生活室等のユニット型に必要な設備を設けるほか，ユニットケアに必要な職員の勤務体制を確保したうえ，ユニットケアサービスを提供している場合に算定可能となります。

2 共生型短期入所生活介護の基準

共生型短期入所生活介護は，指定短期入所事業者（障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。）の併設事業所及び空床利用型事業所において事業を行う者に限る。）が，要介護者に対して提供する指定短期入所生活介護をいうものであり，共生型短期入所生活介護事業所が満たすべき基準は，次のとおりであること。

（1）従業者の員数及び管理者

① 従業者

指定短期入所事業所の従業者の員数が、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定短期入所事業所の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

この場合において、昼間に生活介護を実施している障害者支援施設の空床利用型又は併設型の指定短期入所事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することとなっているが、その算出に当たっては、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算すること。

② 管理者

指定短期入所生活介護の場合と同趣旨ですので、本手引きの「1（2）①管理者」の項目を参照してください。

なお、共生型短期入所生活介護事業所の管理者と指定短期入所事業所の管理者を兼務することは差し支えありません。

(2) 設備に関する基準

指定短期入所事業所の居室の面積が、当該指定短期入所事業所の利用者（障害者及び障害児）の数と共生型短期入所生活介護の利用者（要介護者）の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

その他の設備については、指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。

なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者及び障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要であること。

(3) 指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から、指定短期入所事業所が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(4) 運営に関する基準

① 運営基準

短期入所生活介護等の運営基準の規定は、共生型短期入所生活介護に準用されます。

運営基準については、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年茨城県規則第34号）」を参照してください。

② 利用定員

指定共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。つまり、指定短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となります。例えば、併設事業所で利用定員20人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても差し支えありません。

3 申請の流れ

(1) 事前協議

・施設設備の改修が必要な場合や事業所として不適な場合がありますので、必ず事前協議で当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから申請を行ってください。

※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も、必ず事前協議で当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから移転（変更）して下さい。

・事前協議は、県担当（長寿福祉推進課 介護保険指導・監査G 電話029-301-3343）

にご予約のうえ、「事業所周辺の住宅地図」と「事業所の図面（施設設備の面積及び使用用途を明示したもの）」等をご持参願います。

- ・建設・設計事務所及びコンサルタント会社等の同席は可能ですが、必ず、事業を実施する事業主が、事業内容をご説明願います。
- ・事業所の立地予定の市町村の介護保険担当及び建設・開発部署にも必ず事前説明及び確認を行ってください。（土地及び建物の使用制限、または、開発許可等が必要な場合がありますので、事前に確認しておくこと）
- ・建築関係法令等に係る手続きについては、別途所管する部署と協議してください。
- ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備及び消防計画等に関しては、所管する消防署に確認してください。
- ・食事を提供する場合にあつては、所管する保健所に確認を行ってください。
- ・建設に係る近隣とのトラブルも散見されますので、事業所予定地周辺に民家等がある場合、周辺への説明をきちんと行って理解を得ておいてください。

(2) 申請書提出

- ・申請から指定までの標準処理期間は30日です。事業開始予定日の30日前までに、申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合、審査できません。
- ・申請受付後、審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。
- ・書類に不備がある場合等は、審査期間が30日を超える場合があります。
- ・申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でない認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。
- ・介護保険サービスの実施にあたって、所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。

4 申請に必要な書類

指定短期入所生活介護事業者に係る指定の申請を行う場合は、次の書類を茨城県知事に1部提出します。書類は原則としてA4判で統一してください。（A4判より小さい書類は余白を設け、大きい書類はA3判とするか、縮小してA4判とすること。）

(1) 指定居宅サービス事業者指定申請書（様式第1号）

(2) 付表8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業者の記載事項

- ・付表8-1（単独型）※1
 - ・付表8-2（本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型）
 - ・付表8-3（本体施設が特別養護老人ホームの場合）
- ※1 共生型短期入所生活介護として申請する場合も、付表8-1を使用してください。

(3) 添付書類

①申請者の登記事項証明書又は条例等

登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく短期入所生活介護事業を実施する旨（介護予防短期入所生活介護事業を実施する場合にはあわせてその旨）が規定されていることが必要です。

②申請者の組織体系図（申請者である法人の組織体系図）

事業所等が複数ある場合は、その全てが記載されたものを添付してください。

③勤務形態一覧表（参考様式1）

管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。

④職員の資格証の写し及び雇用関係を確認できる書類

資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。（資格証写しの裏面に本人の署名、押印が必要です。）また、従業員（常勤・非常勤問わず）について、雇用契約書、辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。

機能訓練指導員が一定の実務経験を有するはり師・きゅう師の場合は、6月以上機能訓練指導に従事した事業所による、実務経験を証明する書面（従事した事業所の管理者による証明書など。）を資格証の写しとあわせて提出して下さい。

⑤事業所の平面図（参考様式3）及び写真

用途、面積、備品の配置等を明示したA4判又はA3判のものを添付してください。既存の平面図があれば、それに加筆して提出しても差し支えありません。

事業所の外観及び内部（用途ごと）の状態が分かる写真を添付してください。

事業所が賃借物件である場合には、賃貸借契約書類の写しを添付してください。

⑥事業所の設備等に係る一覧表（参考様式5）

基準上設置が必要な設備等のうち「付表」及び「事業所の平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。

⑦運営規程

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。

【従来型事業所（多床室、従来型個室）】

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員（共生型短期入所生活介護の利用定員）（従来型特別養護老人ホームの空床利用のみ場合は記載不要）
- 四 指定短期入所生活介護（共生型短期入所生活介護）の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

【ユニット型事業所】

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員（共生型短期入所生活介護の利用定員）（ユニット型特別養護老人ホームの空床利用のみ場合は記載不要）
- 四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員（同上）
- 五 指定短期入所生活介護（共生型短期入所生活介護）の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の送迎の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

⑧利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式6）

⑨事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書

（ただし、法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。）

- ⑩損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写し等）
- ⑪協力医療機関の概要及び契約の内容に関する書類
 - ・緊急時に対応可能な医療機関（事業所から近距離にあることが望ましい）と協力体制をとり、その契約書等の写し及び当該医療機関の概要を記載した書類を提出してください。
- ⑫誓約書（参考様式7。介護予防短期入所生活介護の場合にあっては、参考様式8）
- ⑬従業員一覧表（参考様式15）
 - 常勤・非常勤にかかわらず雇用関係のある全ての従業員を記載します。
- ⑭返信用の封筒（250円分の切手を貼付け、返信先の事業所名、所在地等を記載したA4判の書類が折らずに入る定形外の封筒）
- ⑮介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）
- ⑯特例による指定を不要とする旨の申出書（様式第2号の2）※2
 - ※2 障害福祉サービスの指定短期入所事業者の指定を受けた事業者が、共生型居宅サービスの特例による指定を不要として、指定申請する場合に提出して下さい。
- ⑰障害福祉サービス（指定短期入所事業者の指定を受けた事業者（障害者支援施設の併設事業所及び空床利用型事業所において事業を行う者に限る。）の指定の指令書又は指定更新の指令書の写し（共生型短期入所生活介護として申請する場合）
- ⑱指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から、指定短期入所事業所が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていることが分かる書類。（技術的支援を受けている事業所名及び事業所所在地、具体的な技術的支援の内容を説明する書面）（共生型短期入所生活介護として申請する場合）

(4) 指定介護予防短期入所生活介護の指定を同時に受けるときの特例

指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合、指定介護予防短期入所生活介護事業者の申請に係る書類は、(1), (2), (3)の③を除き省略することができます。

5 その他

- (1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。
 - ※ 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>)等を御参照ください。
- (2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」(<http://www.wam.go.jp/>)でも提供されていますのでご参照ください。
- (3) 事業者の指定等に関する様式は茨城県ホームページの下記アドレスからダウンロードできますのでご活用ください。
 - <http://www.pref.ibaraki.jp/kurasu/fukushi-kosodate/kaigohoken/index.html>
- (4) 介護保険法による指定申請のほかに、老人福祉法に基づく届出が必要です。
 - ・特別養護老人ホーム等の他の施設を共有する場合
 - 『老人居宅生活支援事業の開始届（様式1号）』
 - ・単独で施設を設置する場合
 - 『老人デイサービスセンター等設置届（様式4号）』

- ※ 事業開始日より前に、茨城県保健福祉部長寿福祉推進課介護基盤整備グループに提出してください。
なお、事業所がつくば市、笠間市、常陸太田市に所在する場合は、各市の高齢福祉主管課へ提出してください。
- ※ 届出様式は茨城県ホームページの下記アドレスからダウンロードできますのでご利用ください。
<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shisetu/yoshiki/roujinhukusisisetukannei.html>
- ※ 添付書類等については、届出様式を確認してください。
なお、介護保険指定申請時の添付書類と重複する場合には、省略可です。

6 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部 長寿福祉推進課 介護保険指導・監査担当

TEL 029-301-3343, FAX 029-301-3348

- ※ 事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、上記の問い合わせ先にてお受けしますが、その場合は必ず電話により予約をしたうえでお願いします。
なお、申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。(不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。)